

Ⅱ 都市農業の振興と都市農地保全に関する要望

都市の農業・農地は、安全・安心な食料の供給や緑の創出といった生産面はもとより、災害時に一時避難場所を提供するといった防災の機能をはじめ、環境保全や食農教育、文化の継承など、地域を守り豊かにする多面的な役割を果たしており、地域にとって無くてはならない存在である。

一方、担い手である農業者は消費者に囲まれた環境を活かしながら多彩な農業を展開しているが、都市地域に特有の営農環境の悪化や農地継承の難しさといった課題を抱えており、農地の減少には歯止めをかけることができない状況である。

都市農業振興基本法に基づき平成28年5月に決定された国の都市農業振興基本計画では、新たな施策の方向性として、担い手の確保、農地の確保、農業振興施策の本格展開の三つが掲げられており、都市農業の課題を打開するためにはこれらの施策が総合的かつ計画的に具体化される必要がある。

よって、政府・国会におかれては、下記の事項の実現にむけて積極的に取り組むようここに強く要望する。

記

1. 都市農業振興基本計画の具体化

昨年5月に決定された都市農業振興基本計画において示された都市農業の振興施策については、農林水産省や国土交通省をはじめ、関係各省庁が連携してその具体化に着実に取り組むこと。

2. 都市農業の担い手の確保・支援

(1) 都市農業を担う農業者の確保と経営確立対策の強化

将来にわたる都市農業の担い手としては、現に農地を守り営農に汗を流している家族経営の農家を基本とすべきである。

生産緑地も含め、都市農地は基本的には土地所有者の意向で農地として維持されている以上、貸借を可能にする制度が実施されたとしても、農業従事者が確保できなければ都市農地が長期にわたり維持されることは考えにくい。よって、都市農業振興施策の中心に農業後継者の確保・育成を置き、さらに経営確立対策を抜本的に強化すること。

(2) 認定農業者制度等を基本とした支援体制の構築

担い手を政策的に支援する制度を構築する際には、行政が行う業務を二重のものとしないうえ、既に現場に定着し活用されている認定農業者制度を基本とすること。

(3) 都市農地の保全に対する直接支払制度の創設

農業者による都市農地の維持を直接支援するため、都市農業が持つ多面的な価値や役割を評価して直接支援を行う「都市農地保全直接支払い制度」（仮称）を創設すること。

3. 生産緑地法の改正に伴う制度・税制の整備

(1) 特定生産緑地制度の指定を常時可能にすること

生産緑地法の改正によって創設される見込みの特定生産緑地制度は市街化区域内で農地を維持しようとする農家にとって決定的に重要な役割を果たすことになるが、それぞれ様々な事情を抱えた農家の全てが、与えられた期限内に指定を受ける決断をできるとは限らない。また、将来を展望する農家の営農計画は、社会の変化や後継者の就農状況等によって後に変更されることが十分にあり得る。よって、特定生産緑地制度については指定の申請に期限を設けず、生産緑地に関する都市計画についての告示の日から30年を経過した後も指定を受けることが可能な制度とすること。

(2) 30年経過後に生産緑地の追加指定と同様の指定を可能にする制度改正

宅地化農地であれば生産緑地の追加指定を受けて相続税納税猶予制度の適用を受けることが可能だが、特定生産緑地の指定を受けずに指定から30年を経過した生産緑地についてその手段が無いとすれば、営農継続の意思がある後継者が就農した場合に農地を安定して確保することは不可能になる。そのため、こうした農地を買取り申出を出さずに追加指定と同様に指定ができるようにする制度改正をあわせて行うこと。

(3) 生産緑地法改正に伴う税制のあり方について

生産緑地法の改正ならびに関係税制の改正にあたっては、これまで長年にわたり同制度を守り、都市的環境の中で農地を維持してきた農家の努力に鑑み、指定後30年を経過した生産緑地について固定資産税の負担増を行わないこと。

4. 生産緑地法・相続税等納税猶予制度の基本堅持と必要な見直し

(1) 生産緑地法・相続税等納税猶予制度の基本堅持

これらの制度がこれまで農地保全と農業経営継続に果たしてきた役割を重視して両制度の基本を堅持すること。

(2) 生産緑地のあっせん開始時期の見直し

生産緑地の買い取り申し出があった場合には市町村長による買い取らない旨の通知を待たずに農業者等へのあっせんをただちに開始できるよう制度を改正すること。

(3) 営農環境の悪化に対応した生産緑地地区指定の変更

都市地域の生産緑地では、周囲の宅地化が進展することなどにより営農環境が悪化する農地が増えている。そこで、営農意欲を持つ農家が希望した場合には代替農地の取得を行うこと等を条件に生産緑地地区指定の変更ができるよう改正すること。

(4) 相続税等納税猶予制度の一部免除規定の創設

相続税納税猶予制度に一部免除の仕組みを創設し、一定の要件で地方公共団体等に寄付した適用農地については期限の確定の計算から除外すること。

(5) 農業経営に必要な施設の設置

地産地消を実践し、都市住民が農業に接する機会を提供する経営においては最低限の農業用施設やトイレを設置することから、条件を設けた上でこれらを農地に設置できるよう相続税納税猶予制度を改正すること。

5. 都市農地の貸借に関する制度・税制の整備

(1) 都市農地の貸借を一部可能にする制度・税制の整備

市街化区域内で相続税納税猶予制度の適用を受けている生産緑地について、農業労働力の確保が困難になった場合等に地域の担い手等に貸し出しても猶予が継続するように改正すること。

また、他者に貸している生産緑地について、農地所有者の死亡後に合意解約のもとに農地の返還を受けて相続人が営農を開始した場合には相続税納税猶予制度の適用を受けられるように改正すること。

(2) 営農困難時貸付制度の改善

営農困難時貸付制度については、営農困難と見なされる要件が厳しいことや、適用者が死亡した場合、相続人が相続税納税猶予制度の適用を受けるためには申告期限内に貸し付けた農地の返還を受けなければならないなど、貸し手にも借り手にも活用が難しい制度となっている。

そこで、同制度については、農家が安心して相続税納税猶予制度を活用するための真の担保となるよう、要件緩和や必要な改善を行うこと。

(3) 都市農地の貸借に関して留意すべき点

都市農地を活用する借り手としては、地域の認定農業者や新規就農者、市民農園を開設する自治体等を基本とし、貸借の許可を出す際にはその営農計画を農業委員会が中心となって審査する仕組みを設けること。

また、都市地域においては農地の所有と利用が分離されれば、相続発生時に農業を営まない相続人も農地を所有できるため均分相続が促進され、そうした相続人が受け継いだ農地の多くはゆくゆくは農地以外に転用される恐れが強い。そこで、都市農地の貸借を可能にする制度を構築する際にはこうした点に十分に留意すること。

6. 都市農地の保全と利用促進のための制度・税制の整備

(1) 生産緑地の買取りに対する財政支援

区市町村が買取り申出された生産緑地を計画的に保有するための財政支援策を確立すること

(2) 生前に農地の一部分を贈与する制度の創設

農地と農業経営を次世代に継承しようとする農家の選択肢を増やすため、現行では農地の生前一括贈与をした場合のみ利用できる贈与税納税猶予制度について、農地の一部分を贈与した際にも利用できるよう改正すること。

(3) 公共用地等の収用に係る譲渡所得税の改正

相続税納税猶予制度適用農地が収用の対象になり代替農地を先行取得した際には、収用に関わる譲渡所得税について先行取得した土地の代金を控除すること。

(4) 低利融資の対象の拡大

スーパーL資金については収用の代替農地を取得するための資金として利用できるよう、市街化区域も対象とするなど要件を緩和すること。

7. 相続財産評価の適正化

(1) 物納を認める制度改善と相続財産の適正評価

基礎控除と税率の見直しならびに相続税納付のための譲渡所得税の特例廃止など相続税の課税強化が行われたことから、相続税の納付については相続人の意向に基づいた物納が行えるよう制度の改善を行うこと。

さらに、農地や山林等、相続財産の評価にあたっては傾斜や不整形、権利の設定等について適正な評価の減額を行うこと。

(2) 相続税における小規模宅地等の特例の拡充

相続発生時、農業施設の用地に対する評価が過重な負担となることから、農業経営のために活用している宅地も含め幅広く特定事業用宅地として認めるとともに限度面積を大幅に広げること。なお、都市地域における畜産の存続に関わることから特に畜産農家が持つ畜舎等の用地については特別の対策を設けること。

(3) 農地所有適格法人が取得する農地に関する評価の適正化

農地所有適格法人に現物出資を行う農地や農業用施設用地の評価を農業投資価格とすること。

8. 都市住民と共生する農業経営への支援強化と体制整備

(1) 都市農業特有の課題に関する支援策の構築

都市地域の農家が都市住民と共生するためには、農薬の飛散や土ぼこり、畜産や堆肥の匂い等に絶えず配慮して営農しなければならない。また、周囲の宅地化によって日照や風通しが悪くなるなど営農環境の悪化にも対応する必要がある。よって、こうした都市農業特有の課題を克服するために農家が設備や資材、新たな技術等を導入する取組に対する支援策を構築すること。

(2) 防災機能の強化に対する支援

都市農業・農地が持つ防災機能を強化するため、地域の防災に協力する農家がハウスや井戸といった施設等を整備、維持する際のコストを支える施策を講じること。

(3) 環境に配慮した農業の推進

都市地域においても環境に配慮した農業が積極的に推進されているが、有機物の入手が難しいことから、有機肥料等の生産・流通に対する支援策を構築すること。

(4) 学校給食における地場産農産物利用の促進

子供たちに地元で収穫された新鮮かつ安全でおいしい食べ物を提供することは食農教育の基本である。そこで、学校給食における地場産農産物の利用を促進する事業を創設して生産者組織や自治体、学校の取組を積極的に支援すること。

(5) 食農教育の推進

都民の農業に対する理解を促進し健全な食生活を啓発するため、食農教育に取り組む農家や自治体に対し必要な支援を行うこと。

(6) 農地が無い地域における農産物の販売促進

都市住民の都市農業に対する理解を広げるため、都心など農地が無い地域の消費者に対し、周辺地域で生産された農産物を恒常的に供給する取組を支

援する事業を構築すること。

(7) 6次産業化や農商工連携に取り組む担い手の支援

たとえ小規模でも、都市住民に近いところで営んでいる都市農業のメリットをいかした農業経営の6次産業化を支援する施策を構築するとともに、関連産業との連携強化、販売促進を支援すること。

(8) 援農ボランティアの育成

農家における労働力確保対策に加え、農業に関わりたいという市民からの要求に応えるため、区市町村や地域団体等が援農ボランティアや農作業受託組織の育成をはかる取組を支援する事業を構築すること。

9. 都市農地の保全と農業振興に欠かせない農業委員会の組織強化

生産緑地法が改正されれば、市街化区域内に農地を持つ全ての農家に限られた期間の中で正確な情報を伝える必要があり、また、農家が農地の保全と活用に前向きに取り組むための農業振興の取組が一層重要になる。こうしたなかで農業委員会系統組織が果たすべき役割は非常に重要であることから、その活動を担保するための予算の拡充と組織の強化をはかること。

平成29年3月2日

第58回 東京都農業委員会・農業者大会